

大分大学福祉健康科学部研究・社会連携推進委員会細則

平成28年3月19日制定

平成28年福祉健康科学部設置室細則第9号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学福祉健康科学部規程（平成28年福祉健康科学部設置室規程第1号）第7条第2項の規定により、大分大学福祉健康科学部研究・社会連携推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

第2条 委員会は、大分大学福祉健康科学部（以下「本学部」という。）の研究、国際交流及び社会連携に関する事項について企画、連絡及び調整を行い、並びに次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 本学部の中・長期的な研究体制に関する事項
- (2) 課題研究及びプロジェクト研究に関する事項
- (3) 外部資金の獲得に関する事項
- (4) 本学部の紀要に関する事項
- (5) 本学部の国際交流及び社会連携に関する事項
- (6) その他委員長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 研究・社会連携推進委員長
 - (2) 本学部の教員 5人
 - (3) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第2号及び第3号の委員は、教授会の選考に基づき、学部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。

- 2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、研究・社会連携推進委員長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故あるときは、委員長のあらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 3 委員長は、緊急の場合その他やむを得ない事態が発生したときは、その事態に対する措置を決定し、事後、委員会の承諾を得るものとする。

(会議の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において出席者とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、必要な協力を依頼することができる。

(議事録等の作成)

第9条 議長は、委員会の議事録又は議事概要を作成する。

(紀要編集委員会)

第10条 委員会に、紀要の編集に関する事項について業務を行い、及び審議するため、大分大学福祉健康科学部紀要編集委員会（以下「紀要編集委員会」という。）を置く。

2 紀要編集委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、福祉健康科学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年福祉健康科学部細則第5号）

1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

2 大分大学福祉健康科学部研究推進委員会細則（平成28年福祉健康科学部設置室細則第4号）は、廃止する。

附 則（令和2年福祉健康科学部細則第9号）

この細則は、令和2年10月14日から施行する。